

●香川県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年8月27日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市津森町1106番1地先から 丸亀市津森町338番地先まで	前	16.1~42.5	287	設計変更に伴う一部区域の追加及び除外による区域変更並びに当該変更により追加された区域及び平成11年香川県告示第919号で区域変更した区域の一部供用開始
	後	16.1~42.5	287	
丸亀市中府町2丁目113番5地先から 丸亀市中府町2丁目124番1地先まで	前	16.1~32.0	159	設計変更に伴う一部区域の追加及び除外による区域変更並びに当該変更により追加された区域及び平成11年香川県告示第919号で区域変更した区域の一部供用開始
	後	16.1~32.0	159	

- 4 供用開始の期日 平成22年8月29日